

令和8年度北海道農政事務所官用自動車点検等業務仕様書（札幌地区）

1 対象物品及び予定数量

本業務の対象となる物品及び予定数量は、原則として、別紙1「自動車点検等一覧表（予定車両及び予定点検項目）」（以下「点検一覧表」という。）のとおりとする。

なお、車検・点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、交換の可能性を示したものであり、実施にあたっては、支出負担行為担当官が指定した職員（以下「契約担当職員」という。）が発行する書面（別紙2）（以下「発注書」という。）に基づくものとし、受注者は点検を実施した結果、発注書記載内容のうち整備が必要でないと判断される項目がある場合及び発注書記載内容以外の整備が必要であると判断される場合においても、契約担当職員に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 業務内容

- (1) 受注者は、原則として、点検一覧表に示す車検引渡日・12か月点検引渡日及び6か月引渡日（以下「引渡日」という。）に車両を引き取り、車検・点検等を実施するものとする。ただし、発注者及び受注者協議の上、引渡日を変更することができるものとする。
- (2) 受注者は、別紙3「北海道農政事務所庁舎一覧表」に記載する庁舎の契約担当職員と協議の上、返還予定日時を決定するものとする。
- (3) 受注者は、発注書に基づき、点検一覧表の車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施し、車両配置場所庁舎に返還するものとする。
- (4) 点検一覧表における点検等内容は次のとおりとする。

ア 車検及び点検は、道路運送車両法に基づく自動車点検基準により適正な点検を行うこと。車検及び12か月点検には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金を含むものとする。

6か月点検には、点検項目の調整、整備・清掃作業、使用する洗浄剤代金、関連するグリス代金、補充用のオイル代金を含むものとする。

イ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

ウ 保安確認検査とは、道路運送車両法に定める継続検査のうち規定する保安基準に適合するか否かについて、独立行政法人自動車技術総合機構において審査を受けること、又は道路運送車両法に規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得ることをいう。

エ 車両陸送とは、車両配置場所庁舎から自動車分解整備場までの引き取り及び自動車分解整備場から車両配置場所庁舎までの納車の作業をいう。

オ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

カ 点検一覧表に掲げる各種部品（オイル類含む）交換には、作業料及び部品代金を含むものとする。

キ クーラント補充は、補充又は交換作業料、ラジエーター液（ロングライフクーラント）代金を含むものとする。

ク 発炎筒は、次回の6か月点検又は次年度の継続検査後の有効期間の満了する日以前

に有効期限が到来するものを交換するものとし、交換する発炎筒は残存有効期間が3年以上あるものとする。

ケ フロントディスクパッド交換、フロントディスクロータ交換及びリヤブレーキシュー交換、リヤブレーキパッド交換は、左右両輪とも交換するものとする。

コ タイヤパンク修理は、タイヤのトレッド面に釘等が刺さったものを対象とし、必要な部材により穴をふさぎ、空気圧の調整を行うものとする。なお、対象のタイヤは、車両から取り外した状態で、引取及び返還を行うものとする。

サ 各種部品（油類含む。）交換作業料金には、特に定めのない限り、使用済み部品（油類含む。）の処分費用を含むものとする。

シ エンジンオイルについては、SN品質（API規格）のものとする。

ス ワイパーブレードゴムについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものでなければならない。

セ トランスファーオイル、ATF、スパークプラグ、ストップ球、ウインカー球は車両メーカーが推奨するものとする。

ソ スパークプラグ交換にはガスケット等同時に交換する必要がある部品代を含むものとする。

タ カーエアコン修理はエアコンガスの点検及び補充をする作業とする。

チ バッテリー交換は車種に適合した寒冷地仕様のバッテリーと交換するものとする。

ツ 変更登録は各種変更登録のほか自動車保管場所証明書及び保管場所標章番号通知書の取得を含むものとする。

テ 故障等診断については、車検・点検時以外の発注者が通常使用している中で発生した車両の不具合に関して、受注者は車両配置場所庁舎に出向き又は自動車分解整備場へ運搬し、不具合箇所及び関連部分を確認し、発生原因の判定又は想定と修理方法の提案を行うものとする。なお、不具合が、ネジ締め等部品交換を要しない軽微な調整により回復する場合には、必要な調整を行うものとする。

3 車両陸送時の事故等

車両陸送は、キャリアカー又は自走（近隣の場合に限る。）等の運搬方法の指定はないが、交通事故等により生じた賠償責任等は受注者が一切負担すること。

4 請負代等の請求

（1）請求書については、請求金額のほか自動車重量税、自賠責保険料、検査点検料の類をそれぞれ内訳として区分けすること。

（2）自賠責保険料については、当該自動車の継続検査実施までに請求することができるものとし、請求方法の詳細については別途協議するものとする。

5 その他

（1）受注者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に車検及び点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、車検及び法定点検の場合、上記に併せ全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整

備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

(2) 組織改編等に伴い、発注者の名称及び住所の変更、庁舎の移転等があった場合においても、本契約は継続するものとする。

(3) 令和8年5月に北海道農政事務所本所及び白石庁舎は現所在地から移転することに伴い車両保管場所を変更があるため、引き取り場所について、注意すること。

新所在地：札幌第4合同庁舎

新住所：北海道札幌市中央区北2条西19丁目8

6 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として発注者へ提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

様式

事業名：

組織名・代表者氏名：

住所：

連絡先：

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
--------	----------	-------

・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

取組に必要となる自賠責保険料の納付並びに自動車損害賠償責任保険の付保については、金額が改定された場合は、改定後の保険料を契約事項とする。

殿

契約等担当職員又は補助者職員

所屬所

車両番号

車名

履行期限

年 月 日

項目	番号	対象車種等	数量	単位	連絡事項
自動車重量税	001	自家用小型貨物車 車両総重量2トンまで 1年		台	
	001	自家用小型貨物車 車両総重量2トンまで 1年 13年経過		台	
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年 セレナ1		台	
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年 セレナ2		台	
自賠責保険料	003	自家用小型貨物車 12か月契約		台	
	004	自家用小型乗用車 24か月契約		台	
車検	005	自家用小型貨物車		台	
	006	自家用小型乗用車		台	
6か月点検	007	自家用小型貨物車		台	
12か月点検	008	自家用小型乗用車		台	
継続検査代行	009			台	
保安確認検査	010			式	
車両陸送	011			回	
車内清掃	012			式	
スチーム洗浄(下回含む)	013			式	
下回り防錆処理	014			式	
エンジンオイル交換	015	日産ADバン		式	
	016	トヨタサクシード		式	
	017	日産セレナ		式	
エンジンオイルエレメント交換	018	日産ADバン		式	
	019	トヨタサクシード		式	
	020	日産セレナ		式	
トランスファーオイル交換	021	日産ADバン		式	
	022	トヨタサクシード		式	
	023	日産セレナ		式	
ATF交換	024	日産ADバン		式	
	025	トヨタサクシード		式	
	026	日産セレナ		式	
フロント(左右)ワイパーブレードゴム交換	027	日産ADバン		本	
	028	トヨタサクシード		本	
	029	日産セレナ		本	
リヤワイパーブレードゴム交換	030	日産ADバン		本	
	031	トヨタサクシード		本	
	032	日産セレナ		本	
クーラント補充	033	日産ADバン		回	
	034	トヨタサクシード		回	
	035	日産セレナ		回	
エアクリナーエレメント交換	036	日産ADバン		個	
	037	トヨタサクシード		個	
	038	日産セレナ		個	
Vベルト交換	039	日産ADバン		本	
	040	トヨタサクシード		本	
	041	日産セレナ		本	
フロントディスクパッド交換	042	日産ADバン		式	
	043	トヨタサクシード		式	
	044	日産セレナ		式	
フロントディスクロータ交換	045	日産ADバン		式	
	046	トヨタサクシード		式	
	047	日産セレナ		式	
リヤブレーキシュー交換	048	日産ADバン		式	
	049	トヨタサクシード		式	
	050	日産セレナ		式	
バッテリー交換	051	日産ADバン		式	
	052	トヨタサクシード		式	
	053	日産セレナ		式	
スパークプラグ交換	054	日産ADバン		式	
	055	トヨタサクシード		式	
	056	日産セレナ		式	
カーエアコン修理	057	日産ADバン		式	
	058	トヨタサクシード		式	
	059	日産セレナ		式	
カーエアコンフィルター交換	060	日産ADバン		式	
	061	トヨタサクシード		式	
	062	日産セレナ		式	
ストップ球交換	063	日産ADバン		個	
	064	トヨタサクシード		個	
	065	日産セレナ		個	
ウインカー球交換	066	日産ADバン		個	
	067	トヨタサクシード		個	
	068	日産セレナ		個	
タイヤパンク修理	069			本	
発炎筒交換	070			本	
変更登録(ナンバープレート変更)	071			台	
故障等診断	072			式	

北海道農政事務所庁舎一覧表

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 6 日まで

名 称	住 所	電話番号
北海道農政事務所 本所	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2 番 22 号 エムズ南 22 条ビル第 2 ビル	011-330-8765
北海道農政事務所 白石庁舎	北海道札幌市白石区平和通 2 丁目北 5 番 10 号	011-863-6031

令和 8 年 5 月 7 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

名 称	住 所	電話番号
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区北 2 条西 19 丁目 8 札幌第 4 合同庁舎	011-330-8765

別紙

予定数量表(札幌地区)

項目	番号	対象車種等	予定数量	単位	備考
自動車重量税	001	自家用小型貨物車 車両総重量2トンまで 1年	14	台	
	002	自家用小型貨物車 車両総重量2トンまで 1年 13年経過	1	台	
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年 セレナ1	0	台	
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年 セレナ2	0	台	
自賠責保険料	003	自家用小型貨物車 12か月契約	15	台	
	004	自家用小型乗用車 24か月契約	0	台	
車検	005	自家用小型貨物車	15	台	
	006	自家用小型乗用車	0	台	
6か月点検	007	自家用小型貨物車	15	台	
12か月点検	008	自家用小型乗用車	2	台	
継続検査代行	009		15	台	
保安確認検査	010		15	式	
車両放送	011		34	回	
車内清掃	012		17	式	
スチーム洗浄(下回含む)	013		17	式	
下回り防錆処理	014		17	式	
エンジンオイル交換	015	日産ADバン	24	式	
	016	トヨタサクシード	6	式	
	017	日産セレナ	4	式	
エンジンオイルエレメント交換	018	日産ADバン	12	式	
	019	トヨタサクシード	3	式	
	020	日産セレナ	2	式	
トランスファーオイル交換	021	日産ADバン	2	式	
	022	トヨタサクシード	1	式	
	023	日産セレナ	1	式	
ATF交換	024	日産ADバン	2	式	
	025	トヨタサクシード	1	式	
	026	日産セレナ	1	式	
フロント(左右)ワイパーブレードゴム交換	027	日産ADバン	4	本	
	028	トヨタサクシード	1	本	
	029	日産セレナ	1	本	
リヤワイパーブレードゴム交換	030	日産ADバン	4	本	
	031	トヨタサクシード	1	本	
	032	日産セレナ	1	本	
クーラント補充	033	日産ADバン	4	回	
	034	トヨタサクシード	1	回	
	035	日産セレナ	1	回	
エアクリナーエレメント交換	036	日産ADバン	4	個	
	037	トヨタサクシード	1	個	
	038	日産セレナ	1	個	
Vベルト交換	039	日産ADバン	2	本	
	040	トヨタサクシード	1	本	
	041	日産セレナ	1	本	
フロントディスクパッド交換	042	日産ADバン	4	式	
	043	トヨタサクシード	1	式	
	044	日産セレナ	1	式	
フロントディスクロータ交換	045	日産ADバン	4	式	
	046	トヨタサクシード	1	式	
	047	日産セレナ	1	式	
リヤブレーキシュー交換	048	日産ADバン	4	式	
	049	トヨタサクシード	1	式	
	050	日産セレナ	1	式	
バッテリー交換	051	日産ADバン	2	式	
	052	トヨタサクシード	1	式	
	053	日産セレナ	1	式	
スパークプラグ交換	054	日産ADバン	2	式	
	055	トヨタサクシード	1	式	
	056	日産セレナ	1	式	
カーエアコン修理	057	日産ADバン	2	式	
	058	トヨタサクシード	1	式	
	059	日産セレナ	1	式	
カーエアコンフィルター交換	060	日産ADバン	2	式	
	061	トヨタサクシード	1	式	
	062	日産セレナ	1	式	
ストップ球交換	063	日産ADバン	2	個	
	064	トヨタサクシード	1	個	
	065	日産セレナ	1	個	
ウインカー球交換	066	日産ADバン	2	個	
	067	トヨタサクシード	1	個	
	068	日産セレナ	1	個	
タイヤパンク修理	069		2	本	
発炎筒交換	070		2	本	
変更登録(ナンバープレート変更)	071		2	台	
故障等診断	072		8	式	